

## 公売公告第1号

## 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

田野畑村長 石原 弘 印

平成 29 年 9 月 19 日

記

公 売 の 日 時	公 売 開 始 の 日 時	平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分
	公 売 締 切 り の 日 時	平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午後 1 時 45 分
公 売 の 場 所		田野畑村役場 ( 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1 )
公 売 の 方 法		入札
開 札 の 日 時		平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午後 1 時 46 分
開 札 の 場 所		田野畑村役場 ( 第1会議室 )
売 却 決 定 の 日 時		平成 29 年 10 月 12 日 (木) 午前 10 時 00 分
売 却 決 定 の 場 所		田野畑村役場 ( 税務会計課 )
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限		平成 29 年 10 月 12 日 (木) 午前 12 時 00 分
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第92条及び108条第1項該当者は買受人となることはできません。
公 売 財 産 上 の 質 権 者、抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。
公 売 財 産 の 表 示		別 紙 の と お り
公 売 保 証 金		別 紙 の と お り
見 積 価 額		別 紙 の と お り
そ の 他 の 事 項	<p>1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手(銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの)でなければ納付できません。</p> <p>2 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。</p> <p>3 公売による権利移転の費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。</p> <p>4 公売に参加される場合は、印鑑及び本人確認できる証明書類(法人の場合は、法人登記簿)を持参してください。 【本人確認できる証明書類】 住民基本台帳カード(顔写真付き)、運転免許証、パスポートなど</p> <p>5 権利移転の登記、登録を要するもので、当該登記、登録が関係機関から却下又は不承認となったときは、売却決定を取り消すことがあります。</p> <p>6 入札しようとする者は、入札の注意書をみて入札してください。また、入札者が本人以外の場合は委任状が必要です。</p> <p>7 公売は建物及び動産であり、土地は他人名義ですので、建物の使用に際しては土地所有者と協議が必要です。</p>	

公売公告第1号(別紙)			
公売財産、公売保証金及び見積価額			
売却区分 番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容	公売保証金	見積価額
29-1	1 建物 名称 事務所・工場 所在 下閉伊郡田野畑村和野332番地1、331番地2 床面積 1階390.86㎡、2階49.68㎡ 建築年 昭和48年、昭和53年 2 建物 名称 倉庫 所在 下閉伊郡田野畑村和野331番地2、577番地1 床面積 216.96㎡ 建築年 昭和50年 3 動産 上記1及び2建物内動産一式	120,000円	金1,110,000円
	以下余白		